

## 令和6年度 第4回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和6年7月23日（火） 午前8時56分から午前10時01分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

### 3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	欠	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

### 推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	出	立元 和揮
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
出	徳田 潤一	出	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	福元 里美		

### 4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主幹兼係長 山下 隆治

5 事務局職員	局長	宮地 智治
	次長兼農地係長	松元 敏幸
	主幹兼振興係長	上之脇 秀輝
	主 幹	前迫 篤弘
	主 査	池畑 信幸
	主 査	白坂 周子
	主 査	囷師 竜太 (輝北総合支所産業建設課)
	主 査	末吉 将敬 (串良総合支所産業建設課)
	主 査	下川路 茂 (吾平総合支所産業建設課)

## 6 総会日程〔議事〕

- ・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第五条の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・農用地利用集積等促進計画（案）について
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農業者年金加入推進表彰の受賞について

## 7 議事経過 別紙のとおり

## 8 署名委員 本田 淳子 委員 ・ 上野 輝男 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和6年度 第4回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和6年7月23日（火） 開会 午前8時56分 閉会 午前10時01分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和6年度第4回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、堀之内委員1名です。出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席はいらっしゃいません。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号18番の本田委員と19番の上野委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第25号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第25号につきましては、1頁から50頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和6年7月24日です。合計面積は、19万4千395㎡、うち更新分9万4千567㎡、内訳として、田が5万5千57㎡、畑が13万9千338㎡です。利用権を設定する者が78人、設定を受ける者が50人です。始期は、いずれも令和6年8月1日です。期間は、5か月、1年、3年、4年、4年8か月、5年、6年、10年です。次の3頁から40頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番は、設定期間が5か月です。1番は、賃借権で新規設定。

次の2番から4頁の4番までは、設定期間が1年です。2番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、3番は、賃借権で再設定。4番は、使用貸借権で再設定。

次に、5頁、次の5番から9頁の12番までは、設定期間が3年です。5番は、賃借権で新規設定。6番は、使用貸借権で新規設定。

次に、6頁、7番、8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番、10番は、賃借権で再設定。

次に、8頁、11番、12番は、賃借権で再設定。

次に、9頁、次の13番は、設定期間が4年です。13番は、賃借権で再設定。

次の14番は、設定期間が4年8か月です。14番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、次の15番から25頁の44番までは、設定期間が5年です。15番は、使用賃借権で新規設定。16番は、賃借権で新規設定。

次に、11頁、17番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、18番は、賃借権で新規設定。19番は、使用賃借権で新規設定。

次に、13頁、20番、21番は、使用賃借権で新規設定。

次に、14頁、22番、23番は、使用賃借権で新規設定。

次に、15頁、24番、25番は、使用賃借権で新規設定。

次に、16頁、26番は、使用賃借権で新規設定。27番は、賃借権で新規設定。

次に、17頁、28番、29番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、30番は、使用賃借権で新規設定。31番は、賃借権で再設定。

次に、19頁、32番、33番は、賃借権で再設定。

次に、20頁、34番、35番は、賃借権で再設定。

次に、21頁、36番、37番は、賃借権で再設定。

次に、22頁、38番、39番は、賃借権で再設定。

次に、23頁、40番、41番は、賃借権で再設定。

次に、24頁、42番は、使用賃借権で再設定。43番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、25頁、44番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次の45番から28頁の50番までは、設定期間が6年です。45番は、賃借権で再設定。

次に、26頁、46番、47番は、賃借権で再設定。

次に、27頁、48番は、賃借権で再設定。49番は、使用賃借権で再設定。

次に、28頁、50番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次の51番から40頁の74番までは、設定期間が10年です。51番は、賃借権で新規設定。

次に、29頁、52番は、賃借権で新規設定。53番は、使用賃借権で新規設定。

次に、30頁、54番、55番は、使用賃借権で新規設定。

次に、31頁、56番、57番は、使用賃借権で新規設定。

次に、32頁、58番は、使用賃借権で新規設定。59番は、賃借権で新規設定。

次に、33頁、60番は、使用賃借権で新規設定。61番は、賃借権で新規設定。

次に、34頁、62番、63番は、賃借権で新規設定。

次に、35 頁、64 番、65 番は、賃借権で新規設定。

次に、36 頁、66 番は、賃借権で新規設定。67 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、37 頁、68 番、69 番は、賃借権で新規設定。

次に、38 頁、70 番は、使用貸借権で再設定。

次に、39 頁、71 番、72 番は、賃借権で再設定。

次に、40 頁、73 番は、賃借権で再設定。

次の 74 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 40 頁までの 74 件の利用権設定ですが、24 頁の 5 年もの 43 番及び 25 頁の 44 番、28 頁の 6 年もの 50 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

（福元副会長：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 　24 頁の 43 番、25 頁の 44 番及び 28 頁の 50 番は、借人、福元副会長の関連する法人が賃借権の新規設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　福元副会長に係る 5 年もの 2 件、6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（福元副会長：着席）

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、40 頁の 10 年もの 74 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、中牧委員に退席をいただき審議します。

（中牧委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 　40 頁の 74 番は、貸人の中牧委員が賃借権の新規設定を行うもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　中牧委員に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（中牧委員：着席）

中牧委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの70件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、41頁、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、41頁から50頁です。

まず、41頁で説明します。公告年月日は令和6年7月24日、合計面積は、8千74㎡です。内訳としまして、畑が4万5千701㎡です。所有権を移転する者が17人、所有権の移転を受ける者が13人です。

次に42頁、次の1番から50頁の17番までは全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したものの17件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、51頁、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第26号につきましては、51頁から53頁です。今回は、所有権移転が12件です。

初めに、51頁です。1番は、畑が2筆で1千403㎡の売買です。2番は、畑が2筆で1千139㎡の売買です。3番は、田が4筆、畑が4筆で9千507㎡の売買です。4番は、畑が2筆で872㎡の売買です。

次に、52頁です。5番は、畑が1筆で876㎡の売買です。6番は、畑が1筆で1千603㎡の売買です。7番は、畑が1筆で308㎡の売買です。

次の8番から53頁の12番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、52頁の8番を田中委員に、9番と53頁の10番を有村委員に、11番、12番を立元委員に報告をお願いします。

田 中 議席番号9番の田中です。去る7月11日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

52頁の8番です。申請者は市内の方で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については、今後、購入することを確認しました。取得する農地では、露地野菜を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

有 村 議席番号11番の有村です。去る7月12日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、52頁の9番です。申請者は市外の方で、親戚から田1筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は、今後、購入することを確認しました。取得する農地では、水稻を作付けするとのことでした。

次に、53頁の10番です。申請者は市内の方で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、甘藷を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

立 元 推進委員の立元です。去る7月12日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、53頁の11番です。申請者は市内の方で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は、近日中に前住所地から移動されることを確認しました。取得する農地では、季節野菜を作付けするとのことでした。

次に、12番です。申請者は市内の方で、畑4筆及び田4筆の計8筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、甘藷及び水稻を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました12件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、54頁、議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第27号につきましては54頁です。今回は2件です。

1番は、山林に転用するもので、農地区分は2の4です。なお、令和5年度第10回総会で審議済みです。

2番は、山林に転用するもので、農地区分は2の4です。なお、令和5年度第10回総会で審議済みです。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました2件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、許可意見を付して県へ進達します。

次に、55頁、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第28号につきましては、55頁から56頁です。55頁をご覧ください。

1番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。

2番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。

3番は、事務所、駐車場、通路を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和5年度第12回総会で審議済みです。

次の4番から56頁の8番までは、記載のとおりです。以上です。

議長 それでは、調査がなされていますので、55頁の4番から56頁の6番までを西ノ原委員に、7番、8番を松元委員に報告をお願いします。

西ノ原 議席番号8番の西ノ原です。去る7月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、55頁の4番ですが、申請地は鹿屋田崎簡易郵便局の南西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、建売住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、56頁の5番ですが、申請地は野里運動公園の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、6番ですが、申請地は大始良中学校の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行済みであることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落に繋がる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、4番から6番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

松 元 推進委員の松元です。去る7月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、56頁の7番ですが、申請地は鹿屋高等技術専門学校の南西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行済みであることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内で養豚業を営む法人で、豚舎に隣接する申請地に事務所を整備する計画です。申請地の面積453㎡は既存施設の面積10,615.14㎡の2分の1を超えていないことから、第1種農地の許可要件である「既存施設の拡張」に該当すると判断しました。

次に、8番ですが、申請地は下名小学校の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、7番及び8番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました8件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、57頁、議案第29号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第29号につきましては、57頁から63頁です。57頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は6件です。対象面積は、畑が1万4千722㎡です。

次の58頁から63頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、57頁の1番から3番までを田中委員に、4番から6番までを本村委員に、報告をお願いします。

田 中 議席番号9番の田中です。去る7月12日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。57頁をご覧ください。

まず、1番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は58頁です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅を建設する計画です。申請地は下祓川ふれあい公園の南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある第一種農地です。申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は59頁です。申請人は市外の法人

で、申請地に建築条件付売買予定地及び進入用道路を建設する計画です。申請地は鹿屋旭原郵便局の北西に位置し、街区の面積に占める割合が40%を超えている区域内にある第3種農地の「街区内4割超住宅化農地」であり、第3種農地の転用は原則許可であることから転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、農用地区域内農地への編入及び用途変更の申し出です。周辺図等は60頁です。申請人は市内の方で、申請地は共栄公民館の北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある農用地区域内農地の近接地で、申請地を農用地区域内農地へ編入することに支障はないと思われます。

また、編入後は、農業用施設であるロール置場を整備する計画であるが、農用地区域内農地の許可基準である、「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。以上です。

本 村 推進委員の本村です。去る7月11日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

引き続き、57頁の4番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は61頁です。申請人は市内の法人で、申請地は共栄公民館の北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある農用地区域内農地です。今回、農業用施設である牛舎及び堆肥舎を建設する計画であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われるので、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に5番ですが、農用地区域内農地への編入及び用途変更の申し出です。周辺図等は62頁です。申請人は市内の法人で、申請地は共栄公民館の北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある農用地区域内農地の近接地で、申請地を農用地区域内農地へ編入することに支障はないと思われます。また、編入後は、農業用施設である牛舎及び堆肥舎を建設する計画であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われるので、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に6番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は63頁です。申請人は市内の法人で、申請地は申良さくら温泉の東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある農用地区域内農地です。今回、農業用施設である管理舎、農業用倉庫、冷凍庫、ロール置場及び駐車場を整備する計画であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われるので、転用許可の見込みがあると判断しました。以上です。

議 長 ただいま、報告がありました6件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、64 頁、議案第 30 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 30 号につきましては、64 頁から 65 頁です。今回は 5 件です。

次の 1 番から 65 頁の 5 番については、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、64 頁の 1 番から、65 頁の 5 番までを福元里美委員に報告をお願いします。

福 元 推進委員の福元です。去る 7 月 12 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、64 頁の 1 番です。申請地は、吾平小学校の西に位置し、昭和の頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 2 番です。申請地は、下名小学校の北西に位置し、平成 16 年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 3 番です。申請地は、乗越公民館の北西に位置し、平成 4 年頃に転用許可を受けたものの、その後、地目変更をしていなかったとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 4 番です。申請地は、輝北中学校の北に位置し、平成 10 年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に、65 頁の 5 番です。申請地は、輝北ダムの西に位置し、昭和の頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました 5 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、66 頁、議案第 31 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 31 号につきましては、66 頁から 68 頁です。

今回新たに、譲渡希望が 66 頁の 1 番から 67 頁の 9 番までの 9 件ですのでお目通し願います。なお、66 頁の 2 番、3 番及び 67 頁の 9 番は賃貸借でも可としております。

次に、賃貸借希望が 68 頁の 1 番から 2 番の 2 件ですのでお目通し願います。

なお、2 番は無償としております。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

66 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を畠井委員と西元委員に、2 番と 3 番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、4 番と 5 番を畠井委員と西元委員に、6 番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、7 番を倉田委員と高田委員に、8 番を福元副会長と 入佐委員に、67 頁の 9 番を西ノ原委員と谷口委員に、お願いします。次に、68 頁、賃貸借希望の 1 番を郷原委員と細川委員に、2 番を中塩屋委員と垣内委員に、お願いします。

次に、69 頁、「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）について」報告いたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 まず、報告の前にご説明します。現在、中間管理権設定による開始月 3 か月前の農用地利用集積等促進計画（案）の農業委員会への提出時期など、農政課と調整を行っているところです。調整において、今回は、既に県の承認決定がなされた令和 6 年 8 月 1 日始期 15 件と令和 6 年 9 月 1 日始期の 10 件、計 25 件について報告します。

なお、農政課との調整により準備が整い次第、議案として皆様からご意見をお聞きすることとしたいと考えます。

また、議事参与制限、農業委員会の取決め制限はお諮りいたしませんのでよろしく願います。

69 頁をご覧ください。中間管理権設定（令和 6 年 8 月 1 日始期分）につきましては、69 頁から 77 頁です。公告年月日は、令和 6 年 7 月 24 日です。合計面積は、3 万 9 千 126 m<sup>2</sup>で、うち、田が 1 万 4 千 917 m<sup>2</sup>、畑が 2 万 4 千 209 m<sup>2</sup>です。利用権を設定する者が 15 人、利用権の設定を受ける者が 10 人です。始期は全て、令和 6 年 8 月 1 日で、期間は 5 年、10 年、15 年です。

70 頁をご覧ください。次の 1 番から 71 頁の 4 番までは、設定期間が 5 年です。1 番、2 番は、賃借権で新規設定。

次に、71 頁、3 番、4 番は、賃借権で新規設定。

次に、72 頁、次の 5 番から 76 頁の 13 番までは、設定期間が 10 年です。5 番は、使用貸借権で新規設定。6 番は、賃借権で新規設定。

次に、73 頁、7 番、8 番は、賃借権で新規設定。

次に、74 頁、9 番、10 番は、賃借権で新規設定。

次に、75 頁、11 番、12 番は、賃借権で新規設定。

次に、76 頁、13 番は、賃借権で新規設定。

次の 14 番から 77 頁の 15 番までは、設定期間が 15 年です。14 番は、賃借権で再設定。

次に、77 頁、15 番は、賃借権で再設定。令和 6 年 8 月 1 日始期分は以上です。

78 頁をご覧ください。中間管理権設定（令和 6 年 9 月 1 日始期分）につきましては、78 頁から 83 頁です。公告年月日は、令和 6 年 7 月 24 日です。合計面積は、3 万 603 m<sup>2</sup>で、うち、田が 4 千 521 m<sup>2</sup>、畑が 2 万 6 千 82 m<sup>2</sup>です。利用権を設定する者が 10 人、利用権の設定を受ける者が 7 人です。始期は全て、令和 6 年 9 月 1 日で、期間は 5 年、10 年です。

次に、79 頁、次の 1 番から 80 頁の 4 番までは、設定期間が 5 年です。1 番、2 番は、賃借権で新規設定。

次に、80 頁、3 番は、賃借権で再設定。4 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、81 頁、次の 5 番から 83 頁の 10 番までは、設定期間が 10 年です。5 番、6 番は、賃借権で新規設定。

次に、82 頁、7 番は、賃借権で再設定。8 番は、賃借権で新規設定。

次に、83 頁、9 番、10 番は、賃借権で新規設定。令和 6 年 9 月 1 日始期分は以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、69 頁から、83 頁まで計 25 件の農地中間管理権設定です。報告しておきます。

次に、84 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 84 頁をご覧ください。合意解約につきましては、84 頁から 89 頁です。今回は 11 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、84 頁から、89 頁まで 11 件の合意解約です。報告しておきます。

次に、農業者年金加入推進表彰の受賞についての報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 令和 6 年 7 月 3 日に、鹿児島市で開催された、令和 6 年度農業者年金加入推進特別研修会において、鹿屋市農業委員会が一般社団法人鹿児島県農業会議会長表彰を受けましたの

で報告します。これは、令和5年度の農業者年金の加入推進にあたり、目標数2人に対し、2人の加入実績があり、目標達成率100%を達成したことによるもので、授賞式では村山委員に表彰を受けて頂きました。以上です。

議長 今後とも年金加入の推進活動にご尽力いただきますようよろしくお願いします。

以上で、第4回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局からお願いします。

松元 「農地利用最適化推進委員の募集状況」について説明します。

お手元の資料をご覧ください。募集期間が6月20日から7月19日までの1ヶ月間で、21人の定数に対しまして、21人の応募・推薦がありました。鹿屋地区が定数10人に対しまして9人、輝北地区が定数3人に対して3人、串良地区が定数5人に対して6人、吾平地区が定数3人に対して3人となっております。

今後、8月1日の臨時総会の後に開催予定の運営委員会において、選考委員会が開催され、定数に満たない鹿屋地区と定数をオーバーしている串良地区を含め選考され、令和6年8月7日の臨時総会で委嘱となります。以上です。

上之脇 次に、「中間管理事業への一元化」について説明します。

お手元の資料をご覧ください。基盤法による貸借については令和7年4月以降、農地中間管理事業に移行することとなっております。

まず、貸借契約を希望される場合は、農地中間管理事業（バンク法）を利用（農地バンクを介する方法）に一本化されます。農地中間管理機構（農地バンク）を活用すると、支払いを機構が管理するため安心して契約することができます。また、担い手にとっても契約が一本化され貸借料も自動引落しになる等メリットがあります。

要件としましては、登記名義人が明らかである農地（または相続による持分の過半の同意が得られる場合も含む）に限ります。対象農地がご自身の名義でなければ登記名義人の変更を行ってください。貸し出せる農地は、農業振興地域の区域内に限ります。

留意事項としましては、契約には所有者・耕作者双方の同意が必要です。手続きが遅れると切れ目なく契約ができなくなりますので、お早めにお手続きください。

次に、貸借契約を希望しない場合ですが、契約は期限をもって終了しますので手続きは必要ありません。農業経営基盤強化促進法による利用権設定（相対契約）は法律が改正されたことで廃止されました。

更に、これまで、農振農用地内農地を認定農業者や農地所有適格法人の方が購入するときは、農業委員会が登記事務を行う「農業経営基盤強化促進法」による嘱託登記という制

度を利用することができましたが、法改正により、令和7年度からは農地中間管理機構（通称：農地バンク）が登記事務を行う制度に一本化されます。以上です。

松 元 次に、「鹿児島県農業委員会大会の開催及び永年勤続表彰の推薦」について説明します。お手元の資料をご覧ください。8月27日火曜日に、鹿児島市の宝山ホールで鹿児島県農業委員会大会が開催されます。現時点では新体制の農業委員・推進委員、皆様全員の出席をお願いします。当日は永年勤続表彰も実施されまして、鹿屋市からは、25年以上勤続に「西ノ原委員」、15年以上勤続に「上野委員」、と今期で勇退され15年以上勤続される「畠井委員」を推薦しましたので報告しておきます。

また、この大会にはバスを借りて乗り合わせで行く行程となっており、午前中に出発しまして鹿児島市内で昼食を取ってから大会に出席します。来月、再度出欠の確認をとりませんが、この大会は県内の農業委員会及び事務局などから大勢の方々が参加する大きな大会ですので全員の参加をお願いします。

次に、鹿屋市農業委員会第1回臨時総会にかかる日程について説明します。8月1日木曜日、13時30分から議会棟3階の全員協議会室で新農業委員への辞令交付式を行い、終了後、第1回臨時総会を開催します。その後運営委員会を開催する流れとなりますのでよろしくをお願いします。

局 長 8月調査委員についてお知らせします。現農業委員、推進委員の皆様におかれましては、7月31日で任期満了となりますので、8月の調査委員につきましては、8月7日に開催されます第2回臨時総会で説明いたしますが、調査日は決まっておりますので申し上げます。

8月8日、木曜日が「4条・5条の調査」と「農振調査」でございます。

8月9日、金曜日が、「4条・5条の調査」と「3条調査」でございます。

次に、8月の総会は、8月23日、金曜日の14時から市役所7階大会議室となります。

また、当日夕方からは、懇親会となります。以上です。

議 長 他にありませんか。ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

なければ、これを持ちまして令和6年度第3回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

松 元 ここで、会長から挨拶をいただきたいと思います。

会 長 農業委員、推進委員の皆様方は、7月31日で任期満了となりますので、最後に、私のほうから一言、ご挨拶を申し上げます。委員を退任される方、再任される方、様々と思いますが、退任される委員さん方には、これまで農業委員会活動にご尽力いただき、ありがとうございました。今後とも、お知恵やご協力のほどお願いいたします。

また、再任される方々は、これからも、一步踏み込んだ活動をお願いいたします。最後に、私の会長の職務も今回までとなりました。平成24年8月からこれまで12年間、皆さまのご協力により無事努めることが出来ました。本当にありがとうございました。以上をもって挨拶とさせていただきます。

局長　それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

（閉会）